

## 仙台市地域防災計画の修正について

### 1 計画見直しの経緯

- 令和元年東日本台風（台風第 19 号）への対応や、気象庁が土砂災害の危険度分布を 1km メッシュに高解像度化したことなどを踏まえ、大雨対策に関する所要の見直しを行う。
- 津波への堤防機能を持つ東部復興道路（かさ上げ道路）が完成したことから、津波避難エリアの見直しを行う。

### 2 主な修正事項等

#### (1) 早期の避難勧告の発令

令和元年東日本台風（台風第 19 号）では、早期に避難勧告等を発令して避難を促したことで、市民の皆様が早期に避難を開始することができたことから、土砂災害の危険度や河川水位が避難勧告等の発令基準に達する前であっても、甚大な被害が発生するおそれが高まった場合には、早期に避難勧告を発令することとする。〈別紙－①〉

#### (2) 1km メッシュを活用した避難勧告等の発令

土砂災害に関する避難勧告等については、5km メッシュ単位の危険度を確認して発令することを基本としているが、気象庁が 1km メッシュ単位の高解像度化して危険度を示していることから、1km メッシュ単位で危険度を確認し、避難勧告等を発令することとする。〈別紙－②〉

#### 【(1)～(2)に係る修正該当箇所】

（資料 1-5：仙台市地域防災計画（風水害等災害対策編）修正案 新旧対照表（抄））

編	章	節	項目	該当箇所	頁(平成 31 年度)	新旧表
風水害等	2 公助	4	2(1)	避難勧告等の区分及び発令基準	50	2/20

#### (3) 津波避難エリアの変更

七北田川以南の津波避難エリアについて、かさ上げ前の県道塩釜亘理線を境に津波避難エリアⅠとⅡを分けているが、堤防機能を持つ東部復興道路（かさ上げ道路）が完成したことから、東部復興道路を境に津波避難エリアⅠとⅡを設定する。〈別紙－③〉

※津波避難エリアの修正は、地域住民等への周知を行った後に運用を開始する。

#### (4) 防災重点ため池の追加

平成 30 年 7 月豪雨において、防災重点ため池ではない小規模なため池で甚大な被害が生じたことを踏まえ、国が防災重点ため池の選定基準を見直したことから、県が新たに 92 か所を追加で防災重点ため池に選定し、合計 97 か所となった。

### 3 参考資料（新旧対照表）

- ・資料 1-3 仙台市地域防災計画（共通編）修正案 新旧対照表（抄）
- ・資料 1-4 仙台市地域防災計画（地震・津波災害対策編）修正案 新旧対照表（抄）
- ・資料 1-5 仙台市地域防災計画（風水害等災害対策編）修正案 新旧対照表（抄）

# 仙台市地域防災計画の修正について

令和2年3月  
危機管理室

# ①早期の避難勧告の発令

## 背景

令和元年東日本台風(台風第19号)では、夜間の大雨が予想され、暗くなってからの避難が想定されたことや、河川の水位が避難勧告等の発令基準まで上昇することが、あらかじめ見込まれたことから、早期に避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告を発令し、避難を促した。こうした対応により、市民の皆様が雨が激しくなる前に避難を開始することができた。

## 対応

土砂災害の危険度や河川の水位が避難勧告等の発令基準に達する前であっても、本市内に甚大な被害が発生するおそれが高まった場合には、早期に避難勧告を発令できるよう、事前発令の基準を次のとおり修正する。

	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告
発令基準 (修正前)	台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれがある場合	— (基準なし)
発令基準 (修正後)	台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれがある場合	台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれが高まった場合

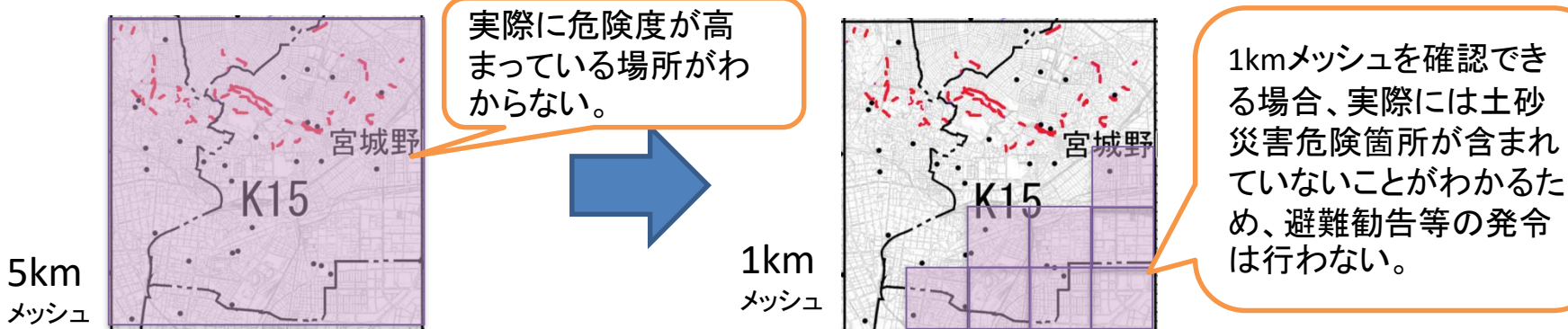
# ②1kmメッシュを活用した避難勧告等の発令

## 背景

土砂災害に関する避難勧告等については、5kmメッシュ単位の危険度を確認して発令することを基本としているが、気象庁が1kmメッシュ単位に高解像度化して危険度を示していることから、1kmメッシュを活用した精度の高い避難勧告等の発令を検討する必要がある。

## 対応

土砂災害に関する避難勧告等については、1kmメッシュ単位で危険度を確認し、土砂災害危険箇所等が含まれている場合には、該当する区・総合支所にある土砂災害危険箇所等に避難勧告等を発令することとする。（※土砂災害危険箇所等が含まれていない場合、避難勧告等を発令しない）



※開設避難所は、各区・総合支所管内にある大雨時に開設する指定避難所とする。

# ③津波避難エリアの変更

## 背景

七北田川以南の津波避難エリアについて、現在はかさ上げ前の県道塩釜亘理線を境に津波避難エリアⅠとⅡを分けているが、堤防機能を持つ東部復興道路(かさ上げ道路)が完成したことから、津波避難エリアを見直す必要がある。

## 対応

津波避難エリアのわかりやすさを目的に、県道塩釜亘理線を境界としてきたが、かさ上げ道路の整備前においても津波警報(1~3m)に対しては十分に安全側に立って同エリアが設定されていた。

現在は、かさ上げ道路より内陸側では津波警報に対してさらに安全性が増した状況にあり、引き続きわかりやすい境界として、かさ上げ道路を境に津波避難エリアⅠとⅡを設定する。



※当該修正は、地域住民等への周知を行った後に運用を開始する。

# 津波避難エリアと避難場所マップ

津波避難エリアをご確認ください。このエリアに立ち入る際は、ラジオや携帯電話を忘れずにお持ちください！ 平成29年4月



津波避難エリアⅠからエリアⅡへの変更地域

津波避難エリアⅠ  
大津波警報時、津波警報時に避難が必要となる区域

津波避難エリアⅡ  
大津波警報時に避難が必要となる区域

東部復興道路 (かさ上げ道路)

## 避難施設・場所一覧

1. 一時的な避難先として利用できる施設・場所 (緊急対応型)
2. 津波避難施設 (緊急対応型)
3. 津波避難場所 (屋外)

- 1 アクセル
- 2 仙台うみの社水俣館
- 3 仙台冷蔵倉庫仙台港第三センター
- 4 キリンビール
- 5 中野五丁目津波避難タワー
- 6 センコー
- 7 日鉄建材津波避難タワー
- 8 港南津波避難タワー
- 9 南蒲生津波避難タワー
- 10 岡田津波避難ビル
- 11 新浜津波避難タワー
- 12 菅生津波避難ビル
- 13 震災遺構 荒浜小学校
- 14 三本塚長屋敷津波避難タワー
- 15 三本塚津波避難ビル
- 16 井土津波避難タワー
- 17 二木津波避難ビル
- 18 種次津波避難ビル

- 19 避難階段(仙台1)
- 20 避難階段(仙台2)
- 21 避難階段(仙台3)
- 22 避難階段(仙台4)
- 23 避難階段(仙台5)
- 24 避難の丘
- 25 避難の丘
- 26 冒険広場(避難の丘)
- 27 避難の丘

- 28 避難の長期化にも対応できる施設 (滞在対応型)
- 29 指定避難所

- 30 高砂中学校
- 31 岡田小学校
- 32 中野栄小学校
- 33 中野中学校
- 34 福童小学校
- 35 高砂市民センター
- 36 鶴巻小学校
- 37 蒲町中学校
- 38 蒲町小学校
- 39 七郷小学校
- 40 七郷中学校
- 41 沖野中学校
- 42 沖野小学校
- 43 沖野東小学校
- 44 六郷小学校
- 45 六郷中学校
- 46 郡山小学校
- 47 袋原中学校
- 48 袋原小学校
- 49 四部丸小学校
- 50 東四部丸小学校

東日本大震災の津波到達ライン  
仙台東部道路・仙台南部道路  
県道塩釜五里線  
海抜(m)

## 津波警報等の種類と避難先

大津波警報 (3m超)	津波避難エリアⅠ+Ⅱにいる方は、津波避難エリアⅠ+Ⅱより内陸側、または近くの避難施設・場所へ直ちに避難してください。
津波警報 (1~3m)	津波避難エリアⅠにいる方は、津波避難エリアⅠより内陸側、または近くの避難施設・場所へ直ちに避難してください。
津波注意報	海岸線や河口から直ちに避難してください。

東日本大震災の影響により、沿岸部の地盤沈下が確認されていますので、立ち入る際にはご注意ください。

東日本大震災の津波到達ラインは、国土院の公表データを引用しています。また、新たな知見をもとに浸水が確認できた区域の一部を追加しています。

(名取市の津波浸水範囲)